

久保ひろのり 市政報告 Vol. 15

2020
12/8令和2年 12月定例会
一問一答

市民満足度向上宣言。
もっと、とやまは元気になれる!!

令和2度の財政および事業実施方針について

【久保】

令和2年度の歳入見込みについて問う。

【財務部長】

本年度の歳入予算のうち、国や県からの補助金などの特定財源は、基本的に新型コロナウイルス感染症の影響はない。

新型コロナウイルス感染症の影響による一般財源の減収は、全体として14億円程度と見込んでいる。

【久保】

令和2年3月定例会で承認した今年度事業の実施方針について問う。

【財務部長】

文化やスポーツ、地域のイベント等のうち、新型コロナウイルス感染症の影響により、中止や延期等の措置を取った事業もあるが、その他の事業は予算の執行を見直さず、計画的に事業を進めている。

【久保】

地方自治法第208条第2項には、歳出は同じ会計年度の歳入を財源としなければならないとある。つまり、歳入が減った分だけ歳出も減ることになる。

一般財源の不足分をどのように補うのか。

【財務部長】

現時点での2点を考えている。

まず1点目は、歳出予算の減額補正。

執行せずに不用となった予算を減額補正し、生じた一般財源を不足分の解消に充てていきたい。

2点目は、減収補填債の借入れ。

減収補填債とは、普通交付税の算定基礎となる税収額と比較して実際の税収額が下回った場合、その不足分を補うために起債できる制度。

それでも、一般財源に不足が生じると見込まれる場合には、財政調整基金のさらなる繰入れ等を検討する。

【久保】

今定例会において、競輪事業は売上げが当初予算を上回る見込みとなり、増額する補正予算案が議案として提出された。一方で、一般財源は一定の減収が見込まれるにもかかわらず、今定例会では減額による補正予算を組まなかった。

当初の見込みから変更が生じた場合は、増額の場合だけでなく減額についても議会に諮るべきと考える。

市政運営の責任は当局と議会、特に民意で選ばれた市長と市議会議員が担うもの。できるだけ補正予算を組み議案として諮ることが望ましい。

今年度のように特に変動が大きい非常時には、例年のように3月定例会で結果に近い補正予算を議会に諮り、追認のような形を求めるのではなく、状況が明らかになった部分については適時議会に諮り、審議し承認を受けるべきではないか。

【市長（森 雅志）】

見通せる範囲の中で財政の推計値は出して説明はするが、3月に歳入も歳出も精算補正と同じような性格のもので補正を出すことでいいと私たちは考えている。

子育て支援について

【久保】

令和2年3月定例会において、当時のこども家庭部長は児童が地域の保育所を利用することに対して、地域のつながり強化、小学校との接続円滑化、学童保育の質の向上など、こういったものに寄与するというような答弁をされた。

それを踏まえ、児童が地域の保育園に入りやすくなるよう加点制度を設けるべきというふうに提案をしたところ、「地域加点を設けた場合は保育の必要性が高いと判断される児童が入所できなくなるなど様々な影響というものが考えられるため、慎重にならざるを得ない」との答弁があり、導入には至らなかった。

答弁を受けて、1つに、地域加点を導入した場合、本当に保育の必要性が高いと判断される児童が入所できなくなることがあるのか、2つに、地域加点制度を導入しないことが目標すべき保育行政と整合が取れるのかという視点を踏まえて調査・研究を求めたところ、調査・研究をするという答弁だった。



【久保】

質問の後、同僚の議員や市民の方から、地域加点の導入に期待する声や導入しない当局の姿勢に対して疑問や不満を持つ声が寄せられた。

富山市の過去3年の待機児童の推移について問う。

【こども家庭部長】

過去3年において待機児童はいない。

【久保】

複数の保育所に入所希望を出しても入所ができていない児童数について問う。

【こども家庭部長】

令和2年4月新規入所1次選考において、希望を出しても入所できない児童数は全体の9.3%で166人。

【久保】

厚生労働省は待機児童の詳細な基準は、地域性を重視して市区町村に一定の裁量を持たせている。

平成28年10月の国の調査では、東京都の江東区や杉並区は第1希望、岡山市では第2希望まで記入し、入所できない場合は待機児童にはカウントしている。

東京都の世田谷区は自宅から半径2km以内の保育園に入ることができず、待機する場合は待機児童としてカウントしている。

ほかの中核市の待機児童の定義では、富山市でも待機児童がいることになる。

富山市の地域特性を踏まえた上で、待機児童の定義を一度見直すべきではないか。

【市長（森 雅志）】

見直すつもりはない。

【久保】

中心市街地には住居や勤務先が増加している。例えば、中心市街地に居住している家庭が、中心市街地の保育所に入所を希望した場合と、郊外に住居を構え中心市街地で勤務する家庭が、第1希望を勤務先に近い中心市街地の保育所を希望した場合、郊外の児童が中心市街地の保育所に入所し、中心市街地の児童が入所できず、その保護者が職場復帰を延期や断念せざるを得ない状況が出てくることが懸念される。

地域加点を設けることで、中心市街地の児童が中心市街地の保育所に入所し、郊外の児童は自宅近くの保育所に入所していただければ、両方の保護者が職場復帰できる。

地域加点により児童が地域の保育所に入所することを緩やかに促すことは、児童の最善の利益という観点に加え、子ども・子育て支援事業計画における施設計画の妥当性を担保し、コンパクトなまちづくりの推進にも寄与するが、改めて地域加点の導入を提案するが見解を問う。

【こども家庭部長】

地域加点は考えていない。

保育の需要、保育の必要性を重視しながら、その地域によっての施設整備が足りない状況があれば、それは計画に基づいて施設数を増やす等、定員を増やしていく。

【補足】

少子化傾向が続くことが予想される中で、施設を新たに建設するという富山市の方針は①財政的な負担が生じ、他の必要な事業にも影響が生じる可能性がある。②数年後には保育サービスが過剰供給となるリスクが生じ、結果として民営の保育園が破綻することになれば、保育の受け皿が不安定となる。

全ての保育所が定員を超えており訳ではなく、特定の地域や特定の保育園に希望が集中し、入所ができない児童が存在している。今ある施設をできるだけ多くの児童や家庭に利用していただく仕組み作りが必要。

後援会への「寄付金」賛助をお願い致します

- 1口2,000円からの受付となります。
- 政治資金規正法により、匿名・企業・団体による寄附は認められていません。寄附はすべて個人名義でお願いします。
- 年間5万円を越えて寄附くださった方は、政治資金規正法第12条に基づき、寄附者の氏名、金額、住所、職業が政治資金収支報告書に記載され公表されます。
- 「大憲会」へのご寄附は、寄附金控除の対象となりません。

お振込み口座のご案内

- 北陸銀行 富山南中央支店
 ● 口座番号 (普) 6094287
 ● 口座名義 大憲会(ヒロノリカイ)

※恐縮ではありますが、振込手数料は別途ご負担願います。